

# 竜王町賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

令和7年1月10日

竜王町農業委員会

	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	6,900円	10,000円	3,500円	216筆	
畑	5,300円	7,200円	5,000円	20筆	※令和6年は畑の賃貸借の件数が少なかったため3年間(令和4年～令和6年)のデータを使用し額を算出しています。
樹園地	10,600円	17,000円	5,000円	62筆	※令和6年は樹園地の賃貸借の件数が少なかったため3年間(令和4年～令和6年)のデータを使用し額を算出しています。
【参考】使用貸借(無償で使用する契約)				149筆	

## ◆注意事項

- ※1 農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安としていただくため、情報提供するものです。
- ※2 実際の賃借料は、耕作条件等を勘案し、当事者間で話し合いの上決定してください。
- ※3 平均額の算定については、データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いたデータを対象としています。
- ※4 この情報の作成にあたり、賃借料が物納支給のものは対象外としています。
- ※5 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。